附則第三十四条の三第三項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第三十五条第五項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項
附則第三十六条	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法	租税特別措置法

7　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

附則第四十四条の二第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「及び第五項」を「及び第九項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に、「。第五項」を「。同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十一条の六第一項に」を「第十一条の七第四項に」に、「によつて」を「により」に改め、「（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）」及び「（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項の表中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

　その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十五条の規定を適用する。

附則第四条第一項第一号	租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号
	同法	租税特別措置法

2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項及び第七項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。同項において同じ。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十五条の規定を適用する。

附則第四条の二第一項第一号	租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号
	同法	租税特別措置法
附則第三十四条の二第三項	第三十五条の二まで、第三十五条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第三十四条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第三十四条の三第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第三十五条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項